

障害福祉NEWS

2020年9月 通巻No. 30

頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・ [厚労省] 国の機関の「障害者任免状況」の集計結果を公表
- ・ [厚労省] 国の行政機関の障害者の採用・定着状況等特別調査の集計結果を公表
- ・ [厚労省] 令和2年度「障害者雇用優良事業所等の厚生労働大臣表彰」受賞者発表
- ・ [文科省] 「令和の日本型学校教育」構築にむけた答申の中間まとめ案公表
- ・ [国交省] 「新幹線のバリアフリー対策検討会」とりまとめを公表
- ・ [国交省] 第2回「路線バスに係る車いす事故対策検討会」を開催
- ・ [国交省] 第1回「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を開催
- ・ [国交省] 公立小学校等のバリアフリー化を閣議決定
- ・ [総務省] 電話リレーサービスの基本方針案を提示
- ・ [大分県] カード型障害者手帳を交付
- ・ [三重県] 「障がい者のテレワーク促進事業」の参加企業と訓練生の募集
- ・ [東京都] インクルーシブ公園「としまキッズパーク」開園

【海外情報】

- ・ [米国] MFPプログラムに1億6500万ドルの追加資金を提供
- ・ [米国] アカデミー賞の新しいノミネート条件を公表
- ・ [英国] 介護業界の規模、構造、労働力に関するレポートを公表
- ・ [オーストラリア] 民間団体がコロナによる障害者とその家族の生活を調査
- ・ [ラオス] フィリピン政府が障害者女性開発センターにバイオガスシステムを寄贈
- ・ [バヌアツ] 民間支援団体と障害者団体が3者協定に署名
- ・ [タイ] 遅延していた高齢者・障害者手当を支給
- ・ [ESCAP] 第6回インチョン戦略ワーキンググループ会議を開催
- ・ [UN] 第23回会期障害者権利委員会

【情報フォルダー】

- ・ 証言：RIの盛衰
—1969年総会・第11回世界会議から1980年総会・第14回世界会議までとそれ以降—



[厚労省]国の機関の「障害者任免状況」の集計結果を公表

令和2(2020)年9月10日、厚生労働省は、令和2年6月1日現在の国の機関の「障害者任免状況」の集計結果を公表しました。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の規定に基づき、国及び地方公共団体に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況の通報のうち、国の機関分を集計したものです。集計結果は下の通りです。

なお、地方公共団体、独立行政法人等及び民間企業における障害者の雇用状況については、今後取りまとめ公表する予定とのことです。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	329,989.5 人 (328,132.5 人)	9,336.0 人 [7,807 人] (7,577.0 人)	2.83 % (2.31 %)	44 / 45 (27 / 44)	97.8 % (61.4 %)
行政機関	300,586.5 人 (299,324.5 人)	8,563.0 人 [7,223 人] (7,184.0 人)	2.85 % (2.40 %)	36 / 36 (22 / 35)	100.0 % (62.9 %)
立法機関	3,993.0 人 (3,688.0 人)	109.5 人 [83 人] (101.0 人)	2.74 % (2.74 %)	5 / 5 (5 / 5)	100.0 % (100.0 %)
司法機関	25,410.0 人 (25,120.0 人)	663.5 人 [501 人] (292.0 人)	2.61 % (1.16 %)	3/4 (0 / 4)	75.0 % (0.0 %)

()内は昨年度 []内は実人員

詳しくは、次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13450.html

[厚労省] 国の行政機関の障害者の採用・定着状況等特別調査の集計結果を公表

令和2(2020)年9月10日、厚生労働省は、令和2年6月1日現在の国の行政機関の「採用・定着状況等特別調査」の集計結果を公表しました。

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」に基づき取組を進めた障害者採用計画の終期(令和元年12月31日時点)には、障害者採用の不足数は全機関で0となりましたが、今回の集計結果は、その後の取組状況を含め、令和2年6月1日現在の採用・定着状況等を集計したものです。

集計結果の主なポイントは、次のとおりです。

(平成30年10月23日～令和2年6月1日までに採用された障害者を対象)

<ul style="list-style-type: none"> 採用者数 5,786.5 人(実人員では 5,268 人) 離職者数は実人員で 876 人(定着率 83.4%) <p>なお、非常勤職員の離職者 815 人のうち、期間満了による離職が 357 人(43.8%)であるが、年度末の更新における任期満了による離職が大きく増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 在職障害者に対する「職場等の満足度に関するアンケート調査」では、「現在の府省で働いていることの全体評価」について、90.3%が「満足」、「やや満足」と回答。 <p>また、仕事内容や職場環境などの各項目については、7割以上が「満足」、「やや満足」と回答するとともに、「不満・やや不満」と感じている点として、「休憩スペース」「遠慮なく相談出来る環境」「障害特性に合った業務分担・業務指示」等が挙げられるなど、前回調査と大きな傾向の変化はない。</p>

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13257.html

[厚労省]令和2年度「障害者雇用優良事業所等の厚生労働大臣表彰」受賞者発表

令和2(2020)年8月31日、厚生労働省は、令和2年度「障害者雇用優良事業所等の厚生労働大臣表彰」受賞者を発表しました。9月の「障害者雇用支援月間」にあわせて、障害者の職業的自立の意欲を喚起するとともに、障害者の雇用に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めるために毎年行っているものです。

また、「障害者雇用支援月間」の啓発活動の一環として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が主催する、「障害者雇用支援月間ポスター原画コンテスト」と「障害者雇用職場改善好事例」の応募作品

等のうち、特に優秀なものに対して、厚生労働大臣賞を毎年授与しており、この受賞者も発表されました。
障害者雇用優良事業所等および障害者雇用職場改善好事例の受賞者は下のとおりです。

1 障害者雇用優良事業所（計 19 件）

- 北海道小樽市：株式会社トップジェント・ファッション・コア
- 岩手県一関市：株式会社一関LIXIL製作所
- 宮城県登米市：株式会社清建
- 埼玉県さいたま市：メディカル・ケア・サービス株式会社
- 埼玉県所沢市：株式会社サンロジスティックス
- 千葉県浦安市：株式会社ワイズマート
- 東京都品川区：スターバックス コーヒー ジャパン株式会社
- 神奈川県川崎市：株式会社サニクリーン東京
- 新潟県新潟市：株式会社きくや
- 山梨県中巨摩郡昭和町：株式会社アダストサービス
- 静岡県磐田市：コーケン工業株式会社
- 愛知県豊明市：株式会社中西
- 鳥取県境港市：日本海冷凍魚株式会社
- 広島県福山市：株式会社ノーブルウイング
- 徳島県徳島市：西精工株式会社
- 香川県坂出市：協同食品株式会社
- 福岡県朝倉市：オーケー食品工業株式会社
- 佐賀県唐津市：株式会社ニューリード
- 大分県国東市：大分キャノン株式会社

2. 障害者雇用職場改善好事例（計 1 件）

大阪府：株式会社ニッセイ・ニュークリエーション

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13204.html

[文科省]「令和の日本型学校教育」構築にむけた答申の中間まとめ案公表

令和 2(2020)年 9 月 28 日、文部科学省は、中央教育審議会初等中等教育分科会(第 127 回)に、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中間まとめ)【案】を提出しました。

同まとめでは、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性として、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承しながら、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」を実現するために、次のような方向性を打ち出しています。

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践と ICT との最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

このような方向性に沿って、特別支援教育については、次のような在り方を提案しています。

○障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① 就学前における早期からの相談・支援の充実
 - ・ 関係機関や外部専門家等との連携による人的体制の充実
 - ・ 幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別教育支援員の資質向上に向けた研修機会の拡充
 - ・ 5 歳児健診を活用した早期支援や、就学相談における情報提供の充実
- ② 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・ 副次的な籍の導入による学級活動等の充実化や、年間指導計画等に基づく教科学習の共同実施
- ・ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の把握・支援、自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・ 通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
- ・ 通級による指導の担当教師等の配置改善や指導体制の充実
- ③ 特別支援学校における教育環境の整備
- ・ ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
- ・ 特別支援学校の設置基準策定や教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
- ・ 知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方の検討や授業改善に向けた取組の充実
- ④ 高等学校における学びの場の充実
- ・ 通級による指導の充実や指導体制、指導方法など、高等学校における特別支援教育の充実
- ・ 本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合の支援体制の構築
- ・ 進学先の高等学校や卒業後の進路に対する情報の引継ぎなど、関係機関等の連携促進
- 特別支援教育を担う教師の専門性向上
- ①全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
- ②特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性
- ③特別支援学校の教師に求められる専門性
- 関係機関との連携強化による切れ目のない支援の充実
- ・ 関係機関等と家庭の連携、保護者も含めた情報共有、保護者支援のための連携体制の整備、障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- ・ 地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実
- ・ 個別の教育支援計画(教育)・利用計画(福祉サービス)・個別支援計画(事業所)・移行支援計画(労働)の一体的な情報提供や情報共有の仕組みの検討
- ・ 移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方の検討
- ・ 学校における医療的ケアの実施体制の構築、医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等の環境整備
- ・ 学校に置かれる看護師の法令上の位置付け検討、中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryu/1416449_00008.htm

[国交省]「新幹線のバリアフリー対策検討会」とりまとめを公表

令和2(2020)年8月28日、国土交通省において、第2回「新幹線のバリアフリー対策検討会」が開催され、同検討会のとりまとめが承認されました。

同検討会は、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に、新幹線のバリアフリー対策を抜本的に見直し、世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道を実現するための検討を行うことを目的として、令和元年12月23日に設置されました。検討会のメンバーは、障害者団体、新幹線を運行する鉄道事業者、国土交通省で構成されています。

その下に設けたワーキング・グループでは、海外の高速鉄道の事例も踏まえながら、ソフト・ハード両面から検討を進め、令和2年3月3日、車椅子用フリースペースの導入や車椅子対応座席のウェブによる申し込みなど販売面の改善方策についてとりまとめた「新幹線の新たなバリアフリー対策について(中間とりまとめ)」を公表しました。

この中間とりまとめにもとづき、令和2年3月14日には、普通車指定席の車椅子対応座席を一般席として販売せず、当日でも購入できるようにしたこと、令和2年4月20日には、車椅子対応座席を利用する際の案内方法について、2日前までの申し込みを求めない形に変更したこと、令和2年5月11日には、車椅子対応座席のウェブ申し込みを可能としたことなどの改善が行われてきました。

今回の取りまとめでは、次の内容が示されています。

1. 速やかに実施する対策

(1)「車椅子用フリースペース」の導入

座席数に応じて1編成に3～6席(多目的室を除く)の車椅子が利用可能

移乗の有無や介助が必要な方、ストレッチャー式車椅子使用者など、様々な障害の状態に対応可能なレイアウト

ウェブ上で予約・購入が完結するシステムの導入

(2) 現在の車椅子対応座席等の予約・販売方法の改善

窓口における発券手続きの見直しによる待ち時間の短縮等

ウェブ申し込みの改善(申込期限の短縮等)

2. 新たな新幹線車両の導入時など中長期的に取り組む事項

今回整備する車椅子用フリースペースの利用状況等を踏まえつつ、座席種別ごと(グリーン車や普通車自由席等)への車椅子用フリースペース拡充を検討

授乳室の整備など車椅子使用者にとって利便性の高い多目的室の利用環境や介助者と共に使用できる車椅子対応トイレなど車内設備の仕様等について検討

3. 早期実現に向けた取り組み

世界各地から多くの方々が訪れる東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、車椅子用フリースペースの導入を始めとする世界最高水準のバリアフリー環境を有する高速鉄道の実現に向けて関係者が一丸となって取り組む

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_tk7_000018.html

[国交省] 第2回「路線バスに係る車いす事故対策検討会」を開催

令和2年9月3日、国土交通省は、第2回「路線バスに係る車いす事故対策検討会」を開催しました。

路線バスにおいて、車いすの固定をしていなかった・不十分だったことに起因する車内事故が確認されていることから、同検討会は、共生社会の実現に向けた機運の醸成等を受けて官民においてバリアフリーに係る取組が進められていること等を踏まえ、路線バスにおける車いす使用者の安全確保のための対応策について専門的見地から検討することを目的として設置されました。公益財団法人大原記念労働科学研究所の酒井一博研究主幹が座長をされています。

第1回検討会は、令和2年6月24日にWEB会議で開催され、同検討会の設置趣旨、路線バスに係る車いす事故の現状、主な論点の整理、検討会スケジュール等について意見交換が行われました。

今回の検討会では、路線バスに係る車いす乗車の実態、取組に関して、日本バス協会、西武バス、DPI日本会議、日本身体障害者団体連合会、交通エコロジー・モビリティ財団からヒアリングをした後、論点整理について意見交換が行われました。委員からは、車いすの固定方法、乗務員の研修、乗客の理解等について意見が出されました。

詳しくは、次のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr2_000037.html

[国交省] 第1回「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を開催

令和2(2020)年9月15日、国土交通省は、第1回「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」を開催しました。

同懇談会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき定められている「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(「道路移動等円滑化基準」)の見直しのために以下の事項の検討を行うために設置されました。

① 旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準の策定

② 歩行者利便増進道路の構造基準の策定

③ 旅客特定車両停留施設の役務の提供の方法に関する基準(ソフト基準)の策定

④ 道路移動等円滑化基準のガイドラインの策定

同懇談会は、有識者、障害者団体等関係団体、事業者、官公庁がメンバーになっており、座長は、埼玉大学大学院理工学研究科の久保田尚教授が務められています。

第1回の会議では、同懇談会の設置目的、道路におけるユニバーサルデザインに向けた取組状況、道法等の改正、旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準(バリアフリー基準)の策定、歩行者利便増進道路の構造基準の策定、今後のスケジュール等について事務局からの説明の後意見交換が行われ、旅客特定車両停留施設の道路移動等円滑化基準および歩行者利便増進道路の構造基準の策定についての方向性、および、同懇談会の今後のスケジュールについて了承されたとのこと。

同懇談会は、令和 3 年 2 月頃まで 4 回開催される予定とのことです。詳しくは次のサイトをご覧ください。
(寺島) <https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/universal-design/index.html>

[国交省] 公立小学校等のバリアフリー化を閣議決定

令和 2(2020)年 9 月 29 日、政府は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を閣議決定しました。この決定は、令和 2 年 5 月 20 日に公布された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 28 号)」により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が改正され、特別特定建築物の範囲が拡大されることに伴い実施されたものです。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条第 1 号に定める建築物移動等円滑化基準適合義務の対象となる特別特定建築物に小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)で公立のものを追加します。

公布は、令和 2 年 10 月 2 日で、施行は令和 3 年 4 月 1 日(改正法の施行の日)となっています。

詳しくは、次のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000844.html

[総務省] 電話リレーサービスの基本方針案を提示

令和 2(2020)年 9 月 18 日、総務省は、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和 2 年法律第 53 号)」第 7 条第 1 項の規定に基づき、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本的な方針」案を策定し、令和 2 年 9 月 19 日から意見募集を開始しました。締め切りは令和 2 年 10 月 19 日までとなっています。今後は、提出された意見等を踏まえ、聴覚障害者等の電話の利用の円滑化に関する基本的な方針の制定を行う予定です。

内容は、つぎのようになっています。

- 一 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の意義に関する事項
- 二 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のための施策に関する基本的な事項
- 三 電話リレーサービス提供業務の実施方法及び電話リレーサービスの利用に係る料金に関する事項その他電話リレーサービス提供業務に関する基本的な事項
 - 1 電話リレーサービス提供機関による電話リレーサービスの提供の在り方
 - ① 正当な理由がなければ電話リレーサービスの提供を拒んではならず利用者を公平に扱うこと。(サービス提供義務、利用の公平性)
 - ② 電話リレーサービスで利用できる電話番号並びに手話及び文字(サービス提供の範囲)
 - ③ 緊急通報受理機関に対する通報に対応していること。(緊急通報への対応)
 - ④ 常時双方向に利用可能であること。(サービス提供の継続性、双方向性)
 - ⑤ 一般の電話の通話料金と同等の利用料金であること。(低廉な利用料金での提供)
 - ⑥ 個人情報等に関する情報が保全されていること。(情報セキュリティの確保)
 - ⑦ 電話リレーサービスの品質を適正に担保すること。(サービス水準の確保)
 - ⑧ 利用の適正性を担保すること。(利用者の本人確認の実施)
 - ⑨ 利用者が容易に利用可能となるシステムを整備すること。(システムのユーザビリティ確保)
 - ⑩ 適切に利用者への対応を行うこと。(適切な利用者対応)
 - ⑪ 電話リレーサービスの提供の一時的中断等について適切に総務大臣への報告及び利用者への周知を行うこと。(サービス提供状況等の適切な報告・周知)
 - 2 附帯業務の在り方
 - ① 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する動向の調査研究
 - ② 電話リレーサービスに関連する技術の調査研究等
 - ③ 電話リレーサービスに係る周知広報
 - 3 その他電話リレーサービス提供業務の在り方に関する事項
 - ① 効率的な予算の執行コストの適正化等、
 - ② 電話リレーサービス提供機関の電話リレーサービス提供業務に必要な規則細則等の扱い
 - ③ 電話リレーサービスに係る業務の委託

四 その他聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する重要事項

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000368.html

[大分県]カード型障害者手帳を交付

大分県では、令和2(2020)年9月23日からカード型障害者手帳の交付申請(新規、更新、再交付)の受付を開始し、令和2年10月から交付が開始されます。

障害者手帳は、以前は紙型のみとされていましたが、平成31年4月の身体障害者福祉法施行規則等の法改正により、利用者がカード型障害者手帳を希望する場合、自治体の判断で交付することができるようになりました。

これを受け、大分県は、全国に先駆けて、カード型障害者手帳の交付を開始しました。

カード型障害者手帳は、運転免許証や保険証と同じ大きさで、触覚で判別できるよう、右上に切込みがあります。顔写真は白黒印刷となっています。(写真)

障害者手帳は、紙型かカード型かどちらか一方しか所持できませんので、新規、更新及び再交付時に、カード型か従来の紙型かを選択します。

詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島) <http://www.pref.oita.jp/soshiki/12500/cardtetyou.html>



[三重県]「障がい者のテレワーク促進事業」の参加企業と訓練生の募集

令和2(2020)年9月9日、三重県は、新型コロナウイルス感染症の防止や通勤負担を軽減するなどの観点から、障がい者のテレワークによる就労促進を進めるために、次のような内容で「障がい者のテレワーク促進事業」の参加企業と訓練生の募集を開始しました。

1 募集対象

(1) 県内企業等(すでに障がい者雇用をしている企業を含む)10社程度、(2) 訓練生(就労移行支援事業所等に登録し就業を目指す障がい者で、ある程度のパソコンスキルがあること)20名程度

2 募集期間

令和2年9月25日(金)17時まで(申込み多数の場合、募集期限前に募集を終了することあり。)

3 実施内容

(1) 参加企業

① 障がい者の特性を考慮しつつ、業務を切り出す。② テレワーク機器等の環境整備を行う。(テレワーク機器は無料でレンタル)③ 専門の知識を持ったスタッフによるサポートを受け、訓練生のテレワーク訓練を行う。

(2) 訓練生

① 訓練開始前に業務の指導及びテレワーク機器の操作研修を受ける。

② 訓練期間中、実際の事業所の業務をテレワークにより行う。

4 訓練形態

(1) 障がい者が分身ロボット(Pepper や OriHime)を遠隔操作し、接客や案内業務などを行う。

(2) 図表作成などの事務作業やWEBデザイン、業務の効率化を図るRPA導入などの訓練を行う。

5 実施期間

令和2年10月から令和3年1月までの間のおおよそ2~3カ月間。

6 訓練協力金

(1) 参加企業に対して、月額66,000円を支払う。(2) 訓練生に対して、1回あたり4,030円支払う。

なお、事業は、「社会福祉法人ぷろぼ」と「NPO法人 a trio」に委託して実施されるということです。

県は、9月4日(金)から10月30日(金)まで、三重県総合文化センター内にあるカフェ「だいたい食堂」で分身ロボットを使ってあいさつやおすすめメニューの紹介などを行うデモンストレーションのイベントを実施しています。詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

促進事業の案内 <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030700381.htm>

イベントの案内 <https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0030700380.htm>

[東京都]インクルーシブ公園「としまキッズパーク」開園

令和2(2020)年9月26日、東京都豊島区にインクルーシブ公園として「としまキッズパーク」がオープンしました。同パークは2020年7月11日にオープンした「イケ・サンパーク(としまみどりの防災公園)」と池袋保健所に隣接する敷地に作られたもので、世界的な工業デザイナーである水戸岡鋭治氏のデザインにより整備された子ども向けの遊び場ということです。

園内には、ミニハウスや展望台の間をミニSLが走り、また、車いすの子どもも座って遊べる砂場、横転の心配のない安全なブランコなど、障害のある子もいない子も一緒に遊ぶことができる遊具があります。

東京都は、インクルーシブ公園の整備を進めており、すでに、砧公園、府中の森公園2か所の都立公園がありますが、豊島区が設置する公園としては最初のインクルーシブ公園だということです。

利用料金は無料です。詳しくは次のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.city.toshima.lg.jp/013/kuse/koho/hodo/r0209/2009160855.html>

海外情報

[米国]MFPプログラムに1億6500万ドルの追加資金を提供

2020年9月23日、メディケア・メディケイドサービスセンター(Centers for Medicare & Medicaid Services: CMS)は、Money Follows the Person (MFP) 試行プログラムを実施している33州に対し、最大1億6500万ドルの追加資金を提供すると発表しました。

MFPは、障害者や高齢者をナーシングホームから地域に戻すメディケイドのプログラムで、2007年に始まりました。メディケイドは、連邦政府のプログラムですが、実施は州政府が行っています。

プログラム開始以来、101,540人のメディケイド受給者が施設ケアから在宅およびコミュニティサービス(HCBS)に移行しており、順調に数を伸ばしてきましたが、昨年は、2019年は4,173人に落ち込み、2018年から46%減少したということです。この結果を受けて、MFPを促進するために、各州最大500万ドルの追加資金を受けることができます。

資金の使い道としては、次のような内容が示されています。

- ・HCBSの能力評価をし、プロバイダーやサービスを追加する必要性を決定する。
- ・施設の能力を評価し、どこまでそれを減らせるか、また、地域に戻った際の利用者への影響を明らかにする。

・プロバイダーおよび直接支援担当者の採用、教育、訓練、技術支援、および資質向上活動(障害者自身が支援担当者になるトレーニングを含む)。

・介護者の訓練と教育。等

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.cms.gov/newsroom/press-releases/cms-announces-new-federal-funding-33-states-support-transitioning-individuals-nursing-homes>

[米国]アカデミー賞の新しいノミネート条件を公表

2020年9月8日、アカデミー賞を主催する映画芸術科学アカデミー(Academy of Motion Picture Arts and Sciences)は、同賞の新しいノミネートの条件を公表しました。

新しい条件は、2024年の第96回アカデミー賞にノミネートされる映画は基準AからDの4つの基準のうち2つを満たしていなければならないということです。

例えば、基準Aでは、次の基準のどれかを満たしていないといけなさとされています。

A1: 主演または重要な脇役の俳優の少なくとも1人は、次の人種または民族グループの出身でなければならない。

アジア人、ヒスパニック/ラテン系、黒人/アフリカ系アメリカ人、先住民/ネイティブアメリカン/アラスカ先住民、中東/北アフリカ人、ネイティブハワイアンまたは他の太平洋諸島系、その他の過小評価されている人種または民族

A2: 脇役の俳優の少なくとも30%は、次の過小評

価されているグループの少なくとも2つ以上のグループの人でなくてはならない。

女性、人種または民族グループ、LGBTQ +、認知障害または身体障害のある人、または聴覚障害または難聴の人

A3 映画の主なストーリー、テーマ、または物語が、A2 と同じ過小に評価されているグループを取り扱っている。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.oscars.org/news/academy-establishes-representation-and-inclusion-standards-oscar-sr-eligibility>

[英国]介護業界の規模、構造、労働力に関するレポートを公表

2020年8月7日、英国保健公的介護省(Department of Health and Social Care Skills for Care)に近いチャリティー団体である Skills for Care は、「2020年の英国の成人介護業界の規模と構造と労働力(The size and structure of the adult social care sector and workforce in England, 2020)」というレポートを公表しました。そのなかでは、次のような報告がなされています。

- ・2019/20年において、英国の成人介護業界で働く人数は152万人と推定される。
- ・2019/20年の時点での英国の成人介護業界の仕事のポスト数は165万人分と推定されており、2018/19年から2019/20年の間に約1%(17,000人分のポスト)が増加した。
- ・常勤換算(FTE)での仕事数は116万人分と推定された。
- ・2019/20の時点で、英国には推定18,200の介護サービス組織があり、38,000の施設で介護が提供されていると推計される。
- ・2012/13年以降、地方自治体の仕事のポストは25%(37,000人分)減少している一方、民間部門のポストは11%(130,000人分)増加している。
- ・2012/13年から2019/20年の間に住宅サービスの仕事のポストは、15%(95,000人分)増加した。
- ・2012/13年から2019/20年の間に登録看護師は、30%(15,500人)減少した。これは、この期間に減少した唯一の仕事のポストである。
- ・このまま推移すれば、2035年までに約217万人分(32%、52万人分増)の労働力が必要になる。

ただし、この報告には、COVID-19による影響は反映されていません。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.skillsforcare.org.uk/adult-social-care-workforce-data/Workforce-intelligence/publicati>

[ons/national-information/The-size-and-structure-of-the-adult-social-care-sector-and-workforce-in-England.aspx](https://www.skillsforcare.org.uk/adult-social-care-workforce-data/Workforce-intelligence/publications/national-information/The-size-and-structure-of-the-adult-social-care-sector-and-workforce-in-England.aspx)

[オーストラリア]民間団体がコロナによる障害者とその家族の生活を調査

民間の障害者およびその家族の団体であるエブリ・オーストラリアン・カウンツ(Every Australian Counts)は、2020年8月22日、コロナウイルス大流行の最初の波の中での障害者とその家族の生活を調査した結果を発表しました。2020年5月から6月に721人の国民障害保険制度利用者とその家族を調査したものです。報告書のタイトルは、「『置き去りとロックダウン』コロナによる障害者とその家族の経験(“Left out and locked down” The experiences of people with disability and their families during COVID19)」です。

調査結果によれば、回答者の32%が、ロックダウンにより生活費が限界まで上昇し、ストレスや不安を感じたと述べています。具体的には、食料品の配達の増加、宅配の食事の購入の増加、収入の損失などにより、生活費が増加し、借金もするようになったこと等が挙げられています。

また、20%が必要なサービス事業者を見つけられないと回答しました。22%が、自宅に障害のある子どもがいて、より多くの支援が必要であると報告しています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://everyaustraliancounts.com.au/opinion/pandemic-experience-shows-the-ndis-is-still-not-working-like-it-should/>

[ラオス]フィリピン政府が障害者女性開発センターにバイオガスシステムを寄贈

フィリピン外務省によれば、2020年9月11日、ラオスのビエンチャンにあるフィリピン大使館は、SCKグループラオス(SCK Group Laos)の支援を受けて、ホームバイオガスシステムをラオス障害者女性開発センター(Lao Disabled Women's Development Center: LDWDC)に寄贈しました。

このホームバイオガスシステムは、食品廃棄物等をバクテリアによって分解し、調理用ガスと液体肥料を生成します。同センターに住む70人のスタッフと研修生に1日7時間分の調理ガスを生成することができるということです。小型自動車の車輪を取ったくらいの大きさです。

LDWDCは、障害者法が可決された後の2001年に設立され、障害のある女性に縫製や織り物などの職業技能や生活技能を訓練しています。

SCK グループは、石炭や液化石油ガスへの依存を減らし、廃棄物を最小限に抑えることを目的として、ラオスの家庭、学校、企業にホームバイオガスシステムを提供しています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://dfa.gov.ph/dfa-news/news-from-our-foreign-service-postsupdate/27679-ph-embassy-sck-group-laos-donate-home-biogas-system-to-lao-disabled-women-s-dev-t-center>

[バヌアツ]民間支援団体と障害者団体が3者協定に署名

オーストラリア政府からの支援を受け、バヌアツ政府に協力している民間支援団体のバヌアツ・スキルズ・パートナーシップ (Vanuatu Skills Partnership) は、2020年8月27日、バヌアツ障害者協会 (Vanuatu Society for People with Disabilities: VSPD) およびバヌアツ障害者支援・擁護協会 (Vanuatu Disability Promotion and Advocacy Association: VDPA) と3者協定に署名したとのことです。この協定は、障害のある人々がサイクロンハリドからの復興努力に取り残されないようにするために協力するというコミットメントを確認しています。

バヌアツ・スキルズ・パートナーシップは、男女平等、障害者インクルージョン、気候変動の回復に重点を置いて、分野横断的な問題の解決に取り組んでいるとのことで、障害者インクルージョンに関しては、職業訓練、介護者に対するサポート等を実施しています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<http://www.vanuatu-tvet.org.vu/news-events/news/tripartite-agreement-signed-for-disability-inclusion>

[タイ] 遅延していた高齢者・障害者手当を支給

2020年9月17日付パタヤニュース (PATTAYA NEWS) によれば、タイ政府は予算不足のために支給できなかった高齢者・障害者手当を同日支給したとのことです。

タイでは、60歳以上の人は毎月600~1,000バーツ、障害者は800バーツの手当を受けており、2020年2月の見通しに比べ、受給者が増えたことが原因で予算不足を生じたとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://thepattayanews.com/2020/09/17/thai-government-pays-delayed-pensions-and-disability-payments/>

[ESCAP]第6回インチョン戦略ワーキンググループ会議を開催

国連アジア太平洋経済社会委員会 (United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: UNESCAP) は、2020年9月24日と25日の両日、インチョン戦略ワーキンググループ会議をオンライン開催しました。

同ワーキンググループは、「アジア太平洋障害者の十年」に関して域内の加盟国等に助言と支援をする組織で、UNESCAP 域内の15か国の政府代表と15の障害者関係の市民団体により構成されています。事務局は、UNESCAP が担当しています。

今回の会議のプログラムは次の通りです。

24日 (10:00-13:30)

開会、議長団選出、議案採択

第5回ワーキンググループの決議・勧告の実施状況

新型コロナウイルスと障害者に関する議論

アジア太平洋障害者の十年の実施状況

25日 (09:50-13:00)

1日目のまとめ

アジア太平洋障害者の十年の実施状況 (続き)

アジア太平洋障害者の十年の資源活用 (アジア太平洋マルチドナー基金) について

アジア太平洋障害者の十年の終了に向けた準備プロセスについて

次回ワーキンググループの日程・場所について

その他、閉会

なお、メンバーは次の通りです。

政府代表: バングラデシュ、ブータン、中国、インド、インドネシア、日本、キリバス、マレーシア、ミャンマー、パキスタン、韓国、ロシア、サモア、タイ、東ティモール

市民団体: アセアン自閉症ネットワーク、アジア太平洋障害センターAPCD、アジア太平洋障害フォーラム APDF、アジア太平洋障害女性ユニテッド APWWDU、アジア太平洋障害者団体連合 AP DPO United、DAISY コンソーシアム、DPI アジア太平洋、国際育成会連合アジア太平洋、太平洋障害フォーラム PDF、RI アジア太平洋、Shuchona 財団、南アジア障害フォーラム、WBU アジア太平洋およびアジア盲人連合、WFD アジア太平洋地域事務局、世界精神医療ユーザー・サバイバーネットワーク WNUSP

詳細は次のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.unescap.org/events/sixth-session-working-group-asian-and-pacific-decade-persons-disabilities-2013-2022>

[UN]第 23 回会期障害者権利委員会

2020年8月17日～9月4日まで開催されていた第23回会期障害者権利委員会が終了しました。

今回の委員会は、コロナウィルスの影響で初めてリモートで行われ、政府報告(Report)に対する課題リスト(List of issues)の検討と採択、総括所見(Concluding observations)に対するフォローアップ報告書の採択、脱施設化を支援するためのワーキンググループの設立、障害者のための働く権利についての総合評価作成のための作業継続、第24回会期の議案採択等について議論されました。また、コロナにウィルスに対する対応についても話題になっています。

第24回会期委員会は、2021年3月8日から26日までジュネーブで開催され、バングラデシュ、ジ

ブチ、エストニア、フランス、ジャマイカ、ベネズエラからの第1回報告書を検討する予定とのことです。ただし、対面式の会合の開催ができない場合は委員長の判断で別の方法をとることとしています。

なお、同委員会委員であった日本代表の石川准静岡県立大学教授は、今回の委員会で任期を終えられました。

詳しいことは、下のサイトをご覧ください。(寺島)障害者権利条約のサイト:

<https://www.ohchr.org/EN/HRBodies/CRPD/Pages/CRPDIndex.aspx>

第23回会期のプレスリリース:

<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=26210&LangID=E>

情報フォルダー

証言:RIの盛衰 —1969年総会・第11回世界会議から1980年総会・第14回世界会議までとそれ以降—

日本障害者リハビリテーション協会副会長・法政大学名誉教授 松井 亮輔

はじめに

1922年にシカゴで設立された国際リハビリテーション協会(当初の名称は、国際肢体不自由児協会。以下RI)は、まもなく100周年を迎える。その黄金時代といえるのは、1970年代から1980年代にかけてで、その間事務局長として歴代の会長を補佐したノーマン・アクトン(米国人、任期は1967年～1984年)とその専門スタッフ(スーザン・ハマーマン事務局長とバーバラ・ダンカン広報部長)の果たした役割がきわめて大きかったといえる。

最近では、会費を納入する加盟団体が激減し、その結果、会費収入だけではニューヨーク本部事務局の維持も困難になるなど、まさにその存続が危惧されるような状況になっている。

以下では、RI飛躍のステップとなった1969年のダブリンでの総会および第11回世界会議((注)第1回世界会議は、1929年ジュネーブで開催)、ならびに衰退への転換期となった1980年にカナダのウィニペグでひらかれた総会および第14回世界会議とそれ以降の動きから、その衰退の要因を究明するとともに、その存続に必要な条件整備などについて考えてみたい。

因みに、日本の最初のRI加盟団体は、社会福祉法人日本肢体不自由児協会、1950年に加盟している。そして、同協会にかわり加盟団体となった(公財)日本障害者リハビリテーション協会(当初の名称は、日本肢体不自由者リハビリテーション協会。以下、リハ協)設立のきっかけとなったのは、1965年に東京で開催された第3回RI汎太平洋リハビリテーション会議(現・RIアジア太平洋地域会議)で、それを主催したのがリハ協である。

1. RI飛躍のステップとなった1969年の総会と第11回世界会議

1969年にダブリンで開催された総会では、「リハビリテーションの10年」宣言および国際アクセスシンボルマークなどが採択された。同10年宣言は、「…この10年間およびその後も引き続いて、すべての国々で障害者の権利が守られ、すべての人びとが自らの望みを実現できる公平な機会を持てるようにすること。そして、その目的を達成するため、障害に伴う諸問題を解決することによってもたらされる経済的、社会的利益をより多くの人びとに理解させること、各国政府にその国の障害者を援助するのに必要なあらゆるサービスを

拡充するために緊急に対策をとること」などを要請している。同宣言は、1971年に東京で開催された RI 汎太平洋職業リハビリテーション会議の際、ノーマン・アクトン事務局長などが、当時の佐藤栄作総理大臣を表敬し、直接手渡している。

同世界会議では、とくに専門分野の人材や財源が乏しい途上国におけるリハビリテーションサービスの発展支援を意図した、コミュニティ・ベースド・リハビリテーション(以下、CBR)が紹介された。それは当時約5億人とされる障害者の4分の3以上は、リハビリテーションサービスへのアクセスが困難な農村地域で暮らしており、CBRは、そうした障害者が、基礎的なリハビリテーションサービスが利用できるようにすることを意図したものである。

なお、世界保健機関(WHO)は、1978年に旧ソ連のアルマ・マタ(現・カザフスタン共和国アルマトウイ)でひらかれた第1回プライマリ・ヘルス・ケアに関する国際会議で、ヘルス・ケアと介入に CBR アプローチを優先化する「アルマ・マタ宣言」を採択している。

同10年宣言のきっかけとなったのは、1968年に RI 事務局が各国加盟団体などの協力をえて実施した、障害者に関する統計調査結果から、障害者は人口10人に1人、つまり、当時の世界人口約50億人のうち障害者は約5億人を占めるという推計値が得られたことである。この推計値は、国連やユニセフにも認められ、ユニセフは RI の協力を得て、障害について国際的啓発キャンペーンを展開するため、ニュースレター「One-in-Ten」を定期的に発行している。

また、国際アクセスシンボルマークをきっかけに、1974年には「バリアフリーデザインに関する国連専門家会合」が、ニューヨークの国連本部で開催された。

2. 国際障害者年とその行動計画策定への RI の協力

1975年に国連総会で採択された「障害者権利宣言」について国際的周知を図るため、1976年の国連総会で、1981年を国際障害者年とすること、そしてそのテーマを(障害者の)「完全参加と平等」とすることを宣言している。

(注)当初のテーマは、「完全参加」だったのが、1979年の総会決議で「完全参加と平等」に、また、それにあわせ国際障害者年も当初の「障害者のための国際年」から「障害者の国際年」に変更。つまり、同年は障害者及び当事者団体の主導で展開されることが期待されるというニュアンスが強くなっている。

そもそも国際障害者年を国連総会で提案したのは、当時のリビア国連大使で、同国の視覚障害者団体と関係があったマンスール・ラシッド・キキアである。その提案のお膳立てをしたのが、国連事務局のエスコ・コースネン(後の、国連・国際障害者年事務局長)と RI 事務局長ノーマン・アクトンだった。そして、国連事務局は、「完全参加と平等」の実現を目指す行動計画案の策定に向け、RI に協力を要請した。

それを受けて RI は、1978年に「80年代憲章」委員会を設立。その委員長は、英国最初の障害者担当大臣(1974年～1978年)を務めたアルフレッド・モリス卿に委嘱している。同委員会は、1978年から1979年にかけてヨーロッパ、アジア太平洋およびラテンアメリカの各地域で準備会議をひらき、そこでの議論を踏まえ、1980年の RI 総会に諮るための原案を作成している。

3. RI 衰退への転換期となった 1980年の総会・第14回世界会議

1980年にカナダのウィニペグでひらかれた総会および第14回世界会議は、国連および国連専門機関などからも翌1981年の国際障害者年およびそれ以降の取り組みについて検討する好機会と捉えられたことから、同会議にあわせ、同じ会場で国連主催の国際障害者年準備会合(その主要参加メンバーは、障害当事者団体などの関係者)がひらかれた。

なお、第13回世界会議および国連・準備会合にはスウェーデン、オランダ、デンマーク、英国、アイルランド、米国およびカナダ政府などの支援で、250人以上の各国障害者リーダーが参加。その中にはベンクト・リンドクヴィスト(スウェーデン、1990年～1991年同国社会問題大臣、1994年～2002年障害に関する国連特別報告者)、ジョシュア・マリंगा(ジンバブエ、第2代 DPI 議長)およびジュディ・ヒューマン(元米国国務省特別顧問)などが含まれる。

(1) 総会

総会では、規約改正および「80年代憲章」などが提案された。規約改正について、一部の加盟団体から RI の意思決定にかかわる役員の過半数は、障害当事者から選ぶよう規約の改正が提案されたが、否決された。

同憲章は、「新たな十年にあたり、障害者の権利が尊重され、障害者の完全参加が歓迎される社会づくり

をすべての国の目標とする」よう、国際的にアピールすることを意図したものである。その原案の主な要素は、障害の予防、リハビリテーションサービスの提供、平等な参加および社会啓発の強化から構成される。

それに対して、一部の加盟団体から「平等な参加」を、障害者の自己決定への権利を尊重した「機会均等化」に修正すべきという意見が出されたが、原案が無修正で採択された。

なお、国連でその後策定された「障害者の十年(1983年～1992年)世界行動計画」では、「機会均等化」が主要項目のひとつとして位置づけられた。また、同十年終了後の1993年の国連総会では、「障害者の機会均等化に関する基準規則」が採択されている。

(2) 第14回世界会議

同世界会議では、総会で採択された「80年代憲章」について紹介されるとともに、1976年～1977年にRIが国連から助成を受けて実施した調査研究プロジェクトの成果物としてとりまとめられた「障害の経済学：国際的展望」の内容が、その調査を担当したRI事務局次長スーザン・ハマーマンにより公表された。なお、それは1981年にRIから出版されている。

(注)その主な構成内容は、つぎのとおり。

- I 障害とリハビリテーション：概念枠
- II 経済的、社会的費用
- III 費用便益分析
- IV 労働市場とマンパワー政策
- V 社会保障と障害給付制度
- VI 結論と結果の概要

(3) 障害者インターナショナル(DPI)設立に向けての動き

総会で、規約改正および「80年代憲章」の修正が認められなかったことから、一部の加盟団体および国連主催の国際障害者年準備会合に参加していた各国の障害者リーダーなどを中心にDPI設立準備の会合が世界会議中に同じホテルの別の会議室で持たれた。その結果、翌1981年にシンガポールでDPIが設立される。その中心メンバーのひとりが、当時RIアジア太平洋地域担当副会長をしていたロン・チャンドラン・ダッドリー(視覚障害、シンガポール)である。彼は、DPI初代議長に選ばれた。

4. 1980年総会等以降の主な動き

1980年総会および第14回世界会議以降のRIの主な動きは、つぎのとおりである。

(1) 1986年総会(ニューヨーク)

同総会では、役員半数を障害当事者とするための方法として、地域担当副会長(6名)と次席副会長(6名)のいずれかは、障害当事者から選出するなどの規約改正が行われた。その結果、それ以降役員会の約半数は、何らかの障害のある役員で占められることになる。

(2) 1999年総会(ロンドン)

同総会で採択された「第三千年紀宣言」では、「障害者の権利を推進するための国際条約制定に向けて各国政府に働きかけることなど、国際的活動を展開すること」を表明している。

(3) 2000年「障害者の権利に関する世界障害NGOサミット」

同サミットは、1999年の宣言を踏まえ、RIのイニシアティブにより2000年3月北京で開催された。それには各国に会員組織を持つ主な障害者団体の代表などが参加。同サミットで採択された「新世紀における障害者の権利に関する北京宣言」では、参加した障害者団体関係者は、「社会における完全参加と平等へのすべての障害者の権利について法的拘束力のある国際条約の実現を目指し努力する」ことを誓っている。

これらの動きが、2001年12月の国連総会での障害者権利条約制定に向けて検討を行う特別委員会設置の採択、および2006年12月の国連総会での同条約の採択に繋がったといえる。その意味では、同条約の実現にRIが果たした役割は、高く評価されてよいと思われる。

5. RIが弱体化した主な要因とその改善に向けて求められる取組み

2000年代はじめまでRIが障害分野で達成してきた様々な実績にもかかわらず、RIが権利条約制定過程以降、組織として弱体化してきた主な要因は、とくに国際障害者年以降、完全参加と平等の実現に向けて、障害当事者団体のエンパワメントを支援する国際的動向のなかで、RIがどのような役割を担っていくのか、あるいは担いうるのかについてのコンセンサスづくりが組織内で十分できていないこと、そのことが、国際舞台でのその立ち居地をあいまいにしていること、そしてその結果、国連(障害者権利委員会を含む。)や国際

障害同盟(IDA)(注)などとの関係を弱めることに繋がっているように思われる。

(注)1999年2月に国際障害団体会長同盟(IDPA)として設立。2002年2月の第2回会合で国際障害同盟(IDA)に名称変更。現在の会員は、14の国際・地域障害団体から構成される。当初会員だったRIとDPIは、現在は非加盟。事務局は、ジュネーブとニューヨークにある(事務局員は14人)。IDAの主な目的は、各国における障害者権利条約の履行と(履行状況の)監視の支援など。

たとえば、一部の障害当事者団体は、専門家主導の「リハビリテーション」への拒否反応が強い。それにあっても迎合するかのようになり、RIをRights & Inclusionの略称への転換を唱道するグループもある。その代表といえるのは、マイケル・フォックス(オーストラリア、元RI会長(2004年～2008年))などである。

○組織としてのアイデンティティと方向性の喪失

RIの加盟団体には、障害分野の専門的な支援団体と障害当事者主導の団体が混在しているが、両者でどのようにバランスを取りながら、RIとしてどのような目標達成を目指して活動を展開していくのか。その方向性についてコンセンサスを得るための議論が十分なされておらず、また、それに向けてRI現執行部のリーダーシップが十分発揮されていないように思われる。

○RIに加盟しているメリットが見えないこと

RIの深刻な財政難で、本部事務局が弱体化し、情報提供を含め、会員へのサービス提供があまりできていないため、会費を払ってまでRIにとどまることのメリットがないと感じる加盟団体が少なくない。

○加盟団体自体の弱体化

主要加盟団体(米国、英国、カナダおよびオランダなど)には、それらの団体自体が弱体化したところが多く、財源がないため会費を支払えず、また、役員会、総会、専門委員会などにも定期的に参加できていないこと(たとえば、2019年11月上旬モスクワでひらかれた総会に出席した加盟団体関係者は30名ほどに過ぎなかった)。一部を除き、多くの国際障害団体(障害当事者団体も含む)は、同様の課題を抱えているように思われる。

○ニューヨークに本部事務局があることの是非

本部事務局体制が弱体化した結果、最近では本部事務局をニューヨーク(国連本部のすぐそば)においていることのメリットを生かしきれていない。したがって、ニューヨークに本部事務局を存続させることの是非について検討し、その結果によっては、より維持コストの安い場所への本部事務局の移転も考慮する必要があるだろう。

以上、近年RIが弱体化してきた要因についていくつか挙げたが、RIが持続可能な組織となり、引き続いて障害分野で積極的な役割を果たすためには、それらの要因を究明し、その改善に向け、組織を挙げて真剣に取り組む必要がある。そうした努力をしない限りは、RIの実質的な存続は期待できないと思われる。

<参考文献>

Grace, Nora, Ph.D, From Charity to Disability Rights – Global Initiatives of Rehabilitation International, 1922 – 2002,
Rehabilitation International, 2002.

編集後記

今月号で30号を迎えました。その記念というわけでもないのですが、ページ数を4ページ増やしております。

今回の情報フォルダーでは、松井先生にRIの歴史について書いていただきました。RIは、障害者福祉の教科書には必ず記述があるくらい有名な組織ですが、その歴史について詳しく知っている

人は福祉関係者でもあまりいないので、貴重な資料をいただきました。

第3次アジア太平洋障害者の10年は、2022年に最終年を迎えます。ESCAPのワーキンググループ会議で最終年に向けた具体的な提案があるのかなと思っていましたが、特になかったようです。SDGsも大切ですが、アジア太平洋地域の障害のある人々の権利の実現のためにこちらも残り2年間の取り組みを充実させたいものです。(寺島)

編集・発行 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
発行日 2020年10月20日 TEL 03-5273-0601 FAX 03-5273-1523